

## どんぶり街道参加要領

- 1 「食」ブランドへの想いをもって連携発信できる者
- 2 地元の産物を利用した材料を使用すること
- 3 1店1どんぶりを発信
- 4 どんぶりの展開を概ね二か年継続できるもの
- 5 昼間ランチ対応のできる店
- 6 おもてなしのできる店
- 7 期間ものでなく一年間通して出せるどんぶりとする
- 8 どんぶり一つで客に感動を与えられる店
- 9 その他

基本方針を守れること

- (1) 会議には極力出席すること
- (2) 毎月の実績報告を欠かさないこと
- (3) 予約がなくてもどんぶりを提供できること
- (4) 最初に取り決めた営業時間を守ることに
- (5) 土日祝日は極力店をあけること
- (6) 緊急に休業する際は取り決めた対応をすること

※お客様の見えるところに「休業の理由等」を掲示し、不快にさせないように、丁寧な対応をする

- (7) のぼり旗を道路から見える位置に設置すること
- (8) 渥美半島観光ビューロー並びに商工会へ加入すること